



26 高公大第304号
平成27年3月30日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県公立大学法人 理事長 南 裕子



業務方法書の変更について

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

高知県公立大学法人業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により高知県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(大学の設置及び運営)

第3条 法人は、高知県立大学、高知工科大学及び高知短期大学を設置し、これを運営するものとする。

(業務の委託)

第4条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を法人以外の者に委託することができる。

(委託契約)

第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第6条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(雑則)

第7条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、高知県知事の認可があった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、高知県知事の認可があった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。